

生物多様性保全活動の促進に関する検討会 (第2回)

日時 平成23年2月17日(木)
13:00~15:30
場所 経済産業省別館8階
825号会議室

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 地域における生物多様性保全活動について
 - (2) 地域連携保全活動の促進に関する基本方針(骨子案)
について
 - (3) その他
3. 閉 会

<配付資料>

- 資料1-1: 生物多様性保全に関する取組(川崎市)
- 資料1-2: 生物多様性保全に関する取組(千葉県山武市)
- 資料2-1: 生物多様性保全活動促進法に関する説明会・意見交換会の結果概要
(中間報告)
- 資料2-2: 地域における生物多様性保全活動
- 資料2-3: 第1回検討会及び意見交換会における意見等のまとめ
- 資料3: 地域連携保全活動の促進に関する基本方針(骨子案)について
- 参考資料: 生物多様性保全活動の促進に関する検討会(第1回)議事要旨

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（第2回）
出席者一覧

<検討委員>

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
広田 純一	岩手大学・教授
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

(五十音順、敬称略)

<関係機関>

環 境 省

大臣官房審議官

自然環境局総務課 課 長

自然環境計画課 課 長

課長補佐

課長補佐

企画係長

国立公園課 課 長

森本 英香

田中 聡志

星野 一昭

奥山 正樹

山下 功

石川 拓哉

上杉 哲郎

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室 室 長 大友 哲也

林野庁森林整備部計画課 森林計画官 坂口 隆

国土交通省

総合政策局環境政策課 国土環境政策企画官 横田 玲子

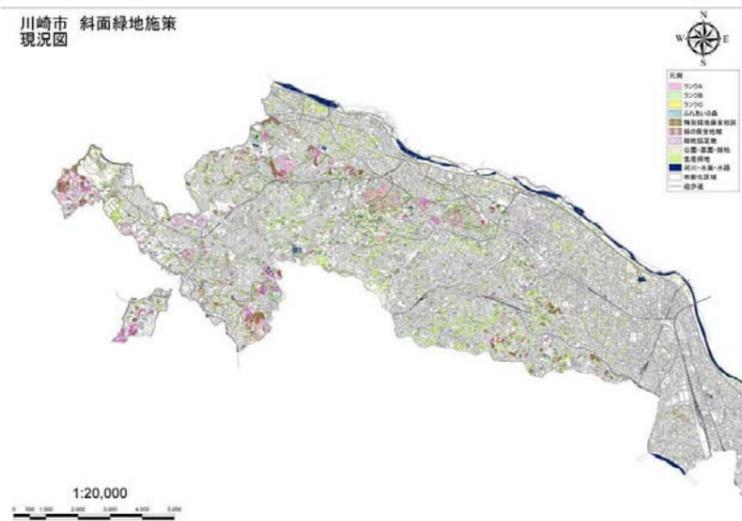
都市・地域政策局公園緑地・景観課緑地環境室 室 長 柳野 良明

<その他関係者>

川崎市建設緑政局緑政部緑政課 課 長 鈴木 直仁

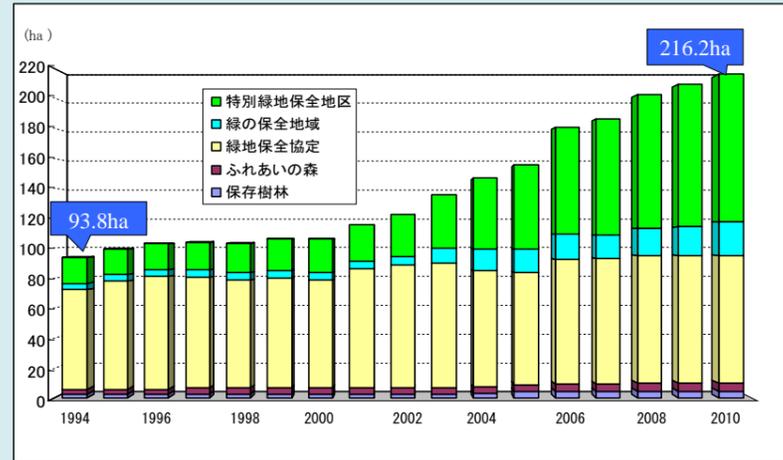
山武市経済環境部農林水産課バイオマス推進室 室 長 浅野 洋一

緑地保全施策図



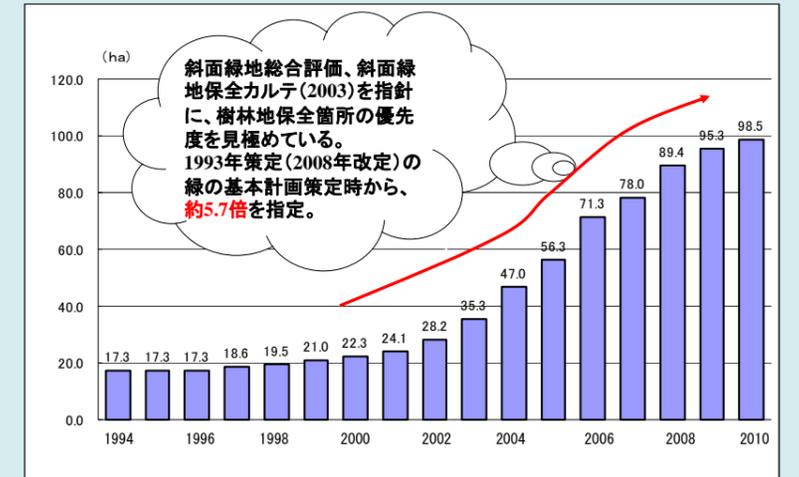
緑地保全の実績

※2011年3月末見込み



特別緑地保全地区指定面積

※2011年3月末見込み



市街地の緑の保全:小沢城址特別緑地保全地区



農業振興地域の緑の保全 : 黒川伏越特別緑地保全地区



市街地の緑の保全:夏菟山修廣寺緑の保全地域



保全が講じられた緑地の管理

特別緑地保全地区の用地取得の状況

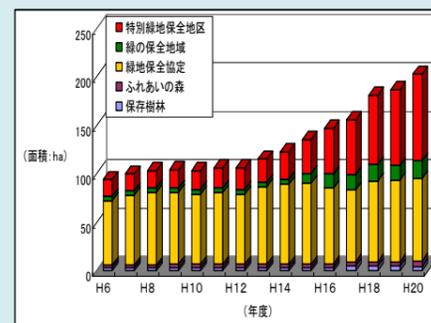


図1 保全施策の推移(H21.3時点)

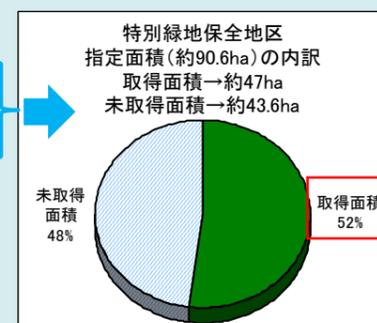


図2 特別緑地保全地区指定面積の内訳 (H21.3時点)

決して良好とは言えない緑地環境



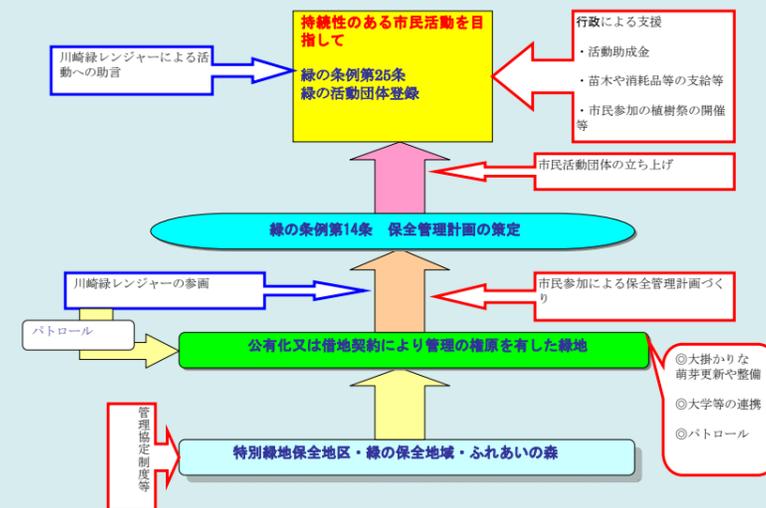
市街地に近接する急斜面の保全緑地



保全緑地の防災対策



川崎市の市民協働施策の基本パターン



様々な主体が参画する緑地保全の取り組み

① 保全管理計画作成への市民参加

保全された緑地が、**良好な里地・里山環境**や**崖線の緑地**として**持続的に維持、再生**されていくために、
「緑の条例第14条」に基づき、**地域住民等との協働**により**「保全管理計画」**を作成しています。

菅小谷緑の保全地域保全管理計画作成ワークショップ(緑地の状況を知る)



菅生ヶ丘特別緑地保全地区保全管理計画作成ワークショップ(緑地の課題を認識し、解決策を話し合う)



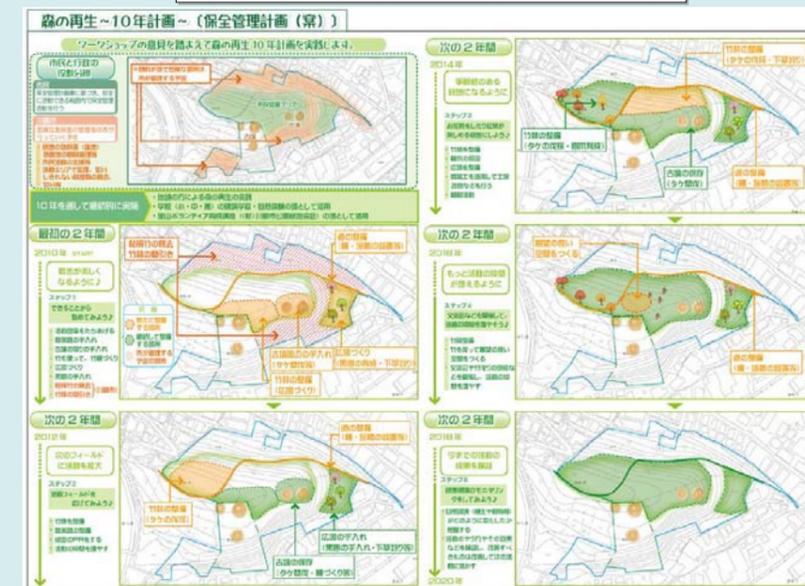
□ 保全管理計画書に緑地の将来像を描く



生田榎木戸特別緑地保全地区管理計画作成ワークショップ(将来像に向けた個々の役割を確認する)



将来像に向けた緑の再生計画を作成する



②市民活動団体の立ち上げと支援
 □生田榎戸特別緑地保全地区の竹林管理



8

□市民活動による林床管理(下草刈)



29

□市民活動による里山資源の有効活用
 (管理発生材を活用した椎茸のホダ木づくり)



30

□市民活動による里山資源の有効活用
 (管理発生材を活用した炭焼きの実践)



31

黒川よこみね特別緑地保全地区における生物多様性の保全に向けた市民主導によるザリガニの駆除活動

月・日	捕獲数(匹)		総累計
	4月～累計		
4月	0	0	1,631
5月計80	80	1,711	
6月計313	393	2,024	
7月計76	469	2,100	
8月計224	693	2,324	
9月計428	1,121	2,752	
10月計1,043	2,164	3,795	
11月計1,218	3,382	5,013	
12月5日	324	3,706	5,337
8日	358	4,064	5,695
12日	94	4,158	5,789
17日	242	4,400	6,031
22日	275	4,675	6,306
24日	317	4,992	6,623
28日	8	5,000	6,631
12月合計	1,618	5,000	6,631



32

③里山ボランティア育成講座の開催



33

萌芽更新・択抜の研修



34

萌芽更新・伐採の研修



35

④かわさき緑レンジャーによる緑地パトロール



36

かわさき緑レンジャーによる緑地パトロール



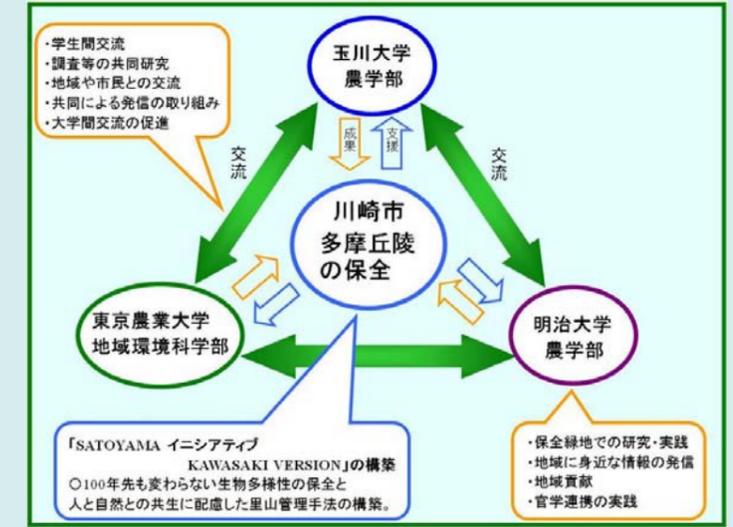
37

⑤市民や事業者の参加による里山の育成と再生
(140万市民による植樹運動の実施)



8

⑥大学連携の推進



39

大学農学部研究室による林床蘇生の研究



東京農業大学 作業写真(2010. 5. 20)

40

林床の再生に関する研究



41

ご清聴ありがとうございました。



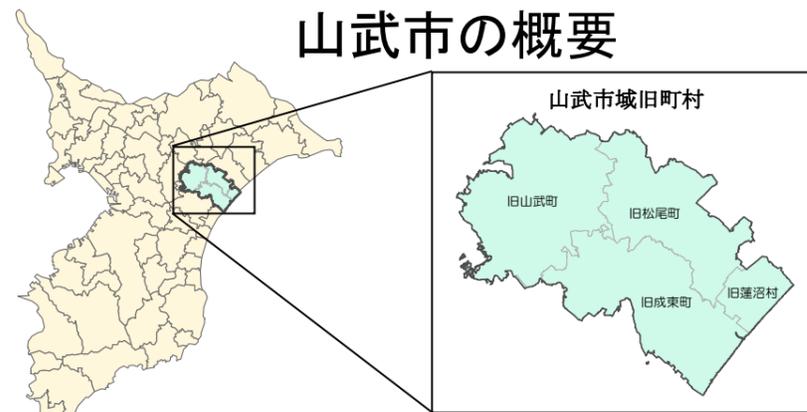
42

生物多様性保全に関する取組

～山武市森林再生への取組～

山武市経済環境部農林水産課
バイオマス推進室
平成23年2月

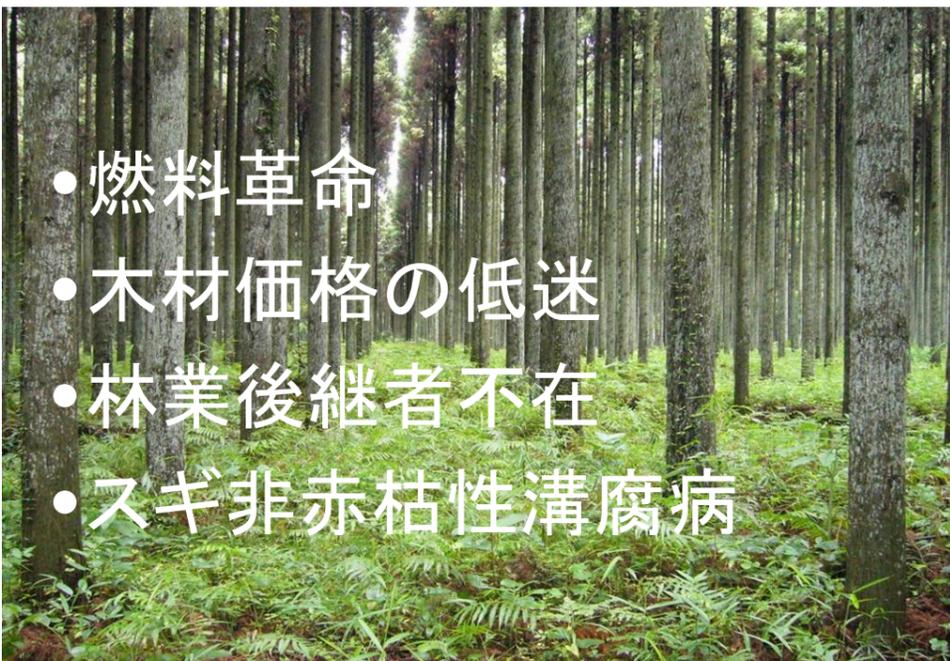
山武市の概要



平成18年3月27日、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の4町村が合併して誕生
人口：57,351 (H.23.2.1 住民基本台帳)
面積：146.38 k㎡
地理：千葉県東部に位置、千葉市や成田国際空港より10～30km、都心より50～70kmで、九十九里浜の中央約8kmに渡り太平洋に面する。
産業：農林業、観光業が主産業。かつては、漁業も盛んだったが現在は衰退。

サンプスギ 資料1-2

- サンプスギは山武地域で生まれた優良な性質を多く持つ挿し木スギであり、250年以上挿し木造林の技術とともに受け継がれてきた
- 江戸へは建築材や建具として、九十九里へは、船材、漁師納屋の材料として供給
- 通直で枝が細く、心材が赤く美しいなど多くの優秀な性質を持つ
- 挿し木のため、花粉をほとんど付けない
- 県内のみではなく全国各地で植栽されている



- 燃料革命
- 木材価格の低迷
- 林業後継者不在
- スギ非赤枯性溝腐病

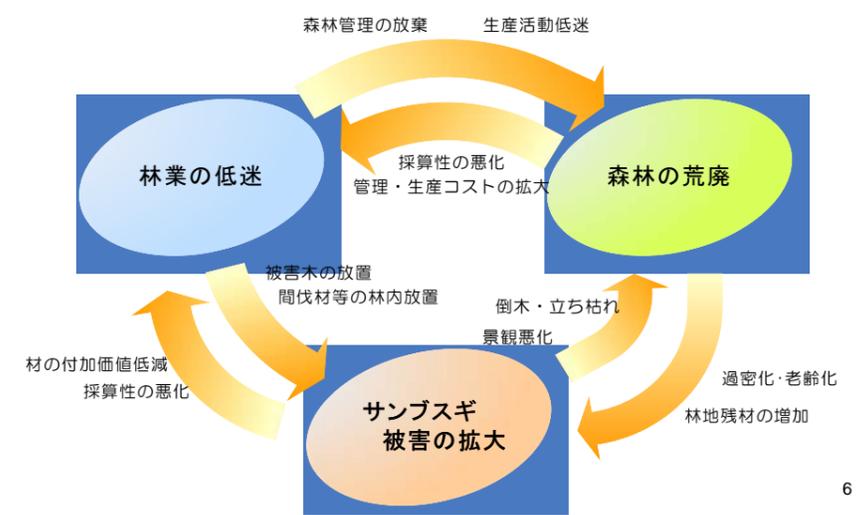
スギ非赤枯性溝腐病

- 「チャアナタケモドキ」という病原菌
- 3～5年の潜伏期間を経た後、上下方向に菌糸を広げて幹部の形成層等を腐朽させる。
- 溝は地上1～3m付近に見られる事が多い
- 市内のサンプスギの8割以上が被害



非赤枯性溝腐病による被害木

サンプスギ被害林拡大に至る悪循環



荒廃が進む森林

森林整備の推進と発生材の有効活用の検討が必要

- 平成16年度
千葉県木質バイオマス新用途開発プロジェクトに参入 (旧山武町)
高機能木炭部会：H16～20
木質プラスチック部会：H19～23
- 平成17年度
山武町バイオマスタウン構想策定<千葉県で最初>
- 平成20年度
山武市地域新エネルギービジョン策定
山武市バイオマスタウン構想策定

ウッドバイオマスプラスチック



- 地域の森林資源を工業原料化する新産業の創出
- 地域バイオマスを原料として活用
 - ウッドプラスチックを低コストで生産
 - プラスチック成型市場での新たなウッドバイオマスビジネスを創出

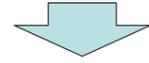
伊勢丹新宿本店「彩り祭」のディスプレイ



山武市地域新エネルギービジョン

山武市バイオマスタウンにおけるエネルギー利用の指針

背景として、サンプスギ利活用の先行事例
ウッドバイオマスタウン構想 (H17.旧山武町)
 新用途開発プロジェクト(マテリアル利用)
 高性能木炭の生産、木質プラスチックの開発



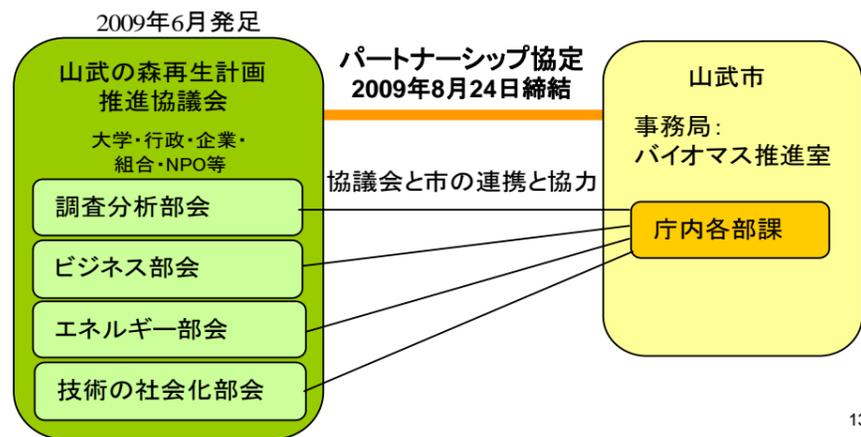
- 2008年6月NEDO地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業の採択を受け、策定を行った。
- 森林整備と林業の活性化を目的として、初めから木質バイオマス利用をターゲットとしたエネルギービジョン作りを目指した。
- 先行事例の山武町バイオマスタウン構想ではあまり検討されていない原材料の供給と、エネルギー利用について重点的に検討することとした。

間伐材等のペレット利用

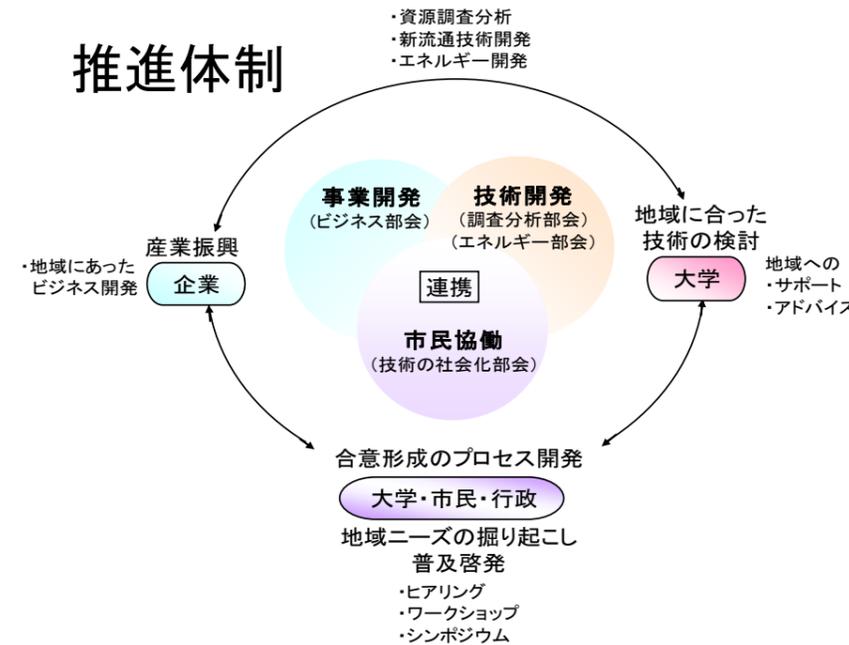


- 平成21年度
 ・市内中学校(1校)、市役所庁舎にペレットストーブを計45台導入
 ・小型のペレタイザーを導入し、ペレット製造を実施
- 平成22年度
 ・株式会社花島産業とペレットの共同研究開発を開始

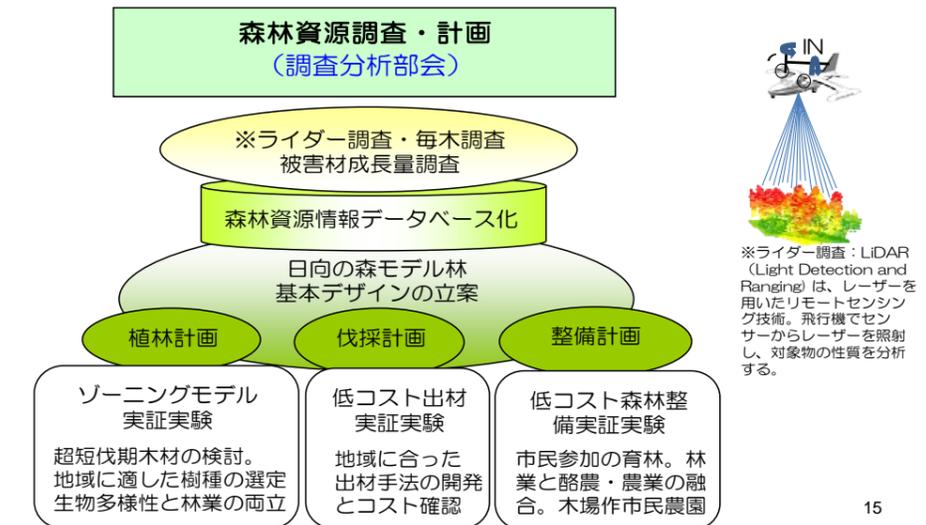
協議会の発足と パートナーシップ協定



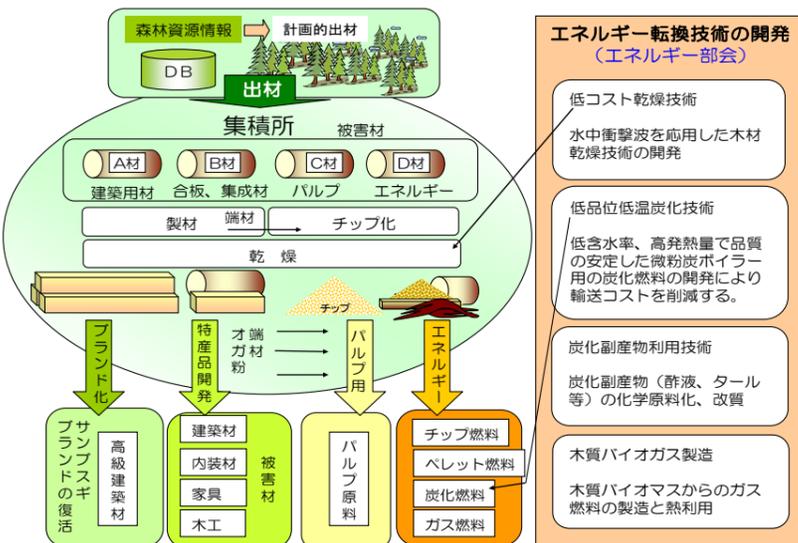
推進体制



バイオマス資源の実態把握

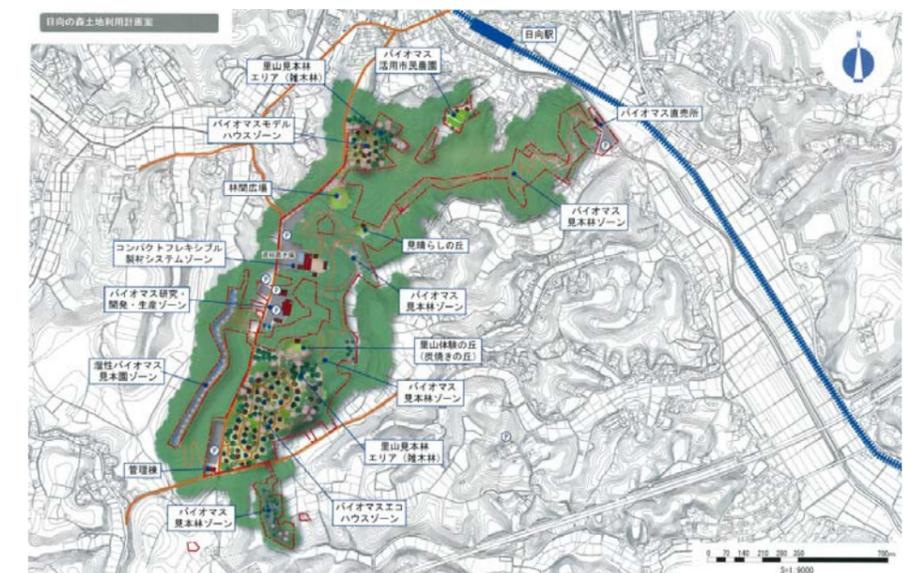


材のグレードによる選別、最適価格需要先へのマッチング (ビジネス部会)



木質バイオマスを有効利用する技術開発

日向の森をモデル林に ～ランドデザインの実験場・公園～



日向の森の自然再生



日向の森は、丘陵地域と平野部の境界にあたるため、丘陵に谷地形が入り込み谷津を形成している。谷津の奥には湧水の見られる場所もあるなど、多彩な環境に恵まれており、整備・管理の実施によって生物多様性に富んだ森林の再生が図られる。

19

山武市とワタミ



・ H15年11月 旧山武町において有機農業推進特区が認定され、株式会社ワタミファームが農業に参入、有機栽培による野菜生産を行う。(圃場面積 8.4ha)

20

ワタミの森での里山活動 (NPO法人 Return to Forest Life)



・ 里山活動協定(千葉県里山条例)を活用し、山武市内の森林(面積8.5ha)をフィールドとして、社員ボランティアを中心に間伐、下刈、植樹といった森林整備活動を行い、ワタミの森づくりを行っている。

・ ワタミ株式会社のチェーン店舗で販売されているカーボンオフセットカクテルの売上の一部がNPO RFLの環境活動へ寄付されている。

21

里なび研修会での事例報告



平成22年10月に開催された「里なび研修会」及び「山村文化体験ツアー」

- ・里地里山の保全再生の事例発表 NPO RFL 小出 浩平 氏
- ・有機農業と地域循環の取組紹介 農事組合法人 さんぶ野菜ネットワーク 富谷 亜喜博 氏
- ・山武市バイオマス利用施設の見学会、ワタミの森での整備活動体験や地域の食文化交流会を行った。

ご清聴ありがとうございました



23

生物多様性保全活動促進法に関する説明会・意見交換会の結果概要 (中間報告)

■開催状況

地区	開催日	会場	参加者数 (人)	参加委員
那覇	平成 22 年 1 月 26 日	奥武山総合運動公園 武道館 2F 研修室 2 階	42	竹田委員
熊本	平成 22 年 1 月 28 日	ホテル熊本テルサ 2F 中会議室ひばり	32	一ノ瀬委員 開発委員
札幌	平成 22 年 2 月 2 日	かでの 2.7 7F720 会議室	46	下村委員 高橋委員
仙台	平成 22 年 2 月 4 日	フォレスト仙台 2F 第一フォレストホール	56	進士委員 高橋委員
大阪	平成 22 年 2 月 8 日	大阪マーチャンダイズマートビル 会議室 1+2	114	石原委員 森本委員
名古屋	平成 22 年 2 月 9 日	名古屋プライムセントラルタワー 13 階 第 1 会議室	81	一ノ瀬委員 土屋委員
東京	平成 22 年 2 月 14 日	航空会館 7 階 大ホール	152	開発委員 下村委員
高松	平成 22 年 2 月 28 日 (予定)	サンポートホール高松 ホール棟 6 階 61 会議室		竹田委員 浜本委員
岡山	平成 22 年 3 月 1 日 (予定)	岡山国際交流センター 2 階 国際会議場		竹田委員 浜本委員

■参加者内訳

(人)

地区	関係省庁	都道府県	市町村	各種団体等	企業	大学・研究	その他	総計
那覇	8	3	9	9	9	3	1	42
熊本	11	4	11	1	4		1	32
札幌	6	2	10	6	17	4	1	46
仙台	14	7	8	9	14	3	1	56
大阪	9	10	37	20	27	5	6	114
名古屋	17	9	21	14	14	5	1	81
東京	22	9	37	20	57	5	2	152
総計	87	44	133	79	142	25	13	523

説明会・意見交換会の結果概要（那覇）

日 時：平成23年1月26日（水）14:00～16:00

場 所：奥武山総合運動公園 武道館2階 研修室

参加者：42名（関係省庁8名、都道府県3名、市町村9名、各種団体等9名、企業9名、
大学・研究3名、その他1名）

参加委員：竹田委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 法律ができたことによる効果（メリット）について、制度的な側面、財政的な側面から教えてほしい。
- ・ 市町村による計画の作成が進むよう、各種支援をお願いしたい。
- ・ 生物多様性地域戦略と地域連携保全活動計画との関係について教えてほしい。
- ・ 今回の法律と自然再生推進法との関係について教えてほしい。
- ・ 保全活動の実施に当たっての他の事業との調整方法について教えてほしい。
- ・ 複数の市町村にまたがるような規模の大きい活動について、国や県と連携できる仕組みは用意されているか。
- ・ 地域連携保全活動支援センターのイメージについて教えてほしい。
- ・ 今回の法律（提案規定）を利用して、行政に働きかけをしたいと考えている。

■基本方針について

- ・ 市町村の置かれている現状を踏まえると、計画の作成はなかなか進まないと考えられるため、柔軟性のある運用がよいと考える。
- ・ 地域連携保全活動の促進に当たっては、地域での人材育成（特にマッチングを行う人材）が非常に重要なものであるため、基本方針の中にその観点を盛り込むべきである。
- ・ 地域での活動が盛り上がるかどうかは、「人」によるところが大きい。

■その他

- ・ 地域における活動事例（資料2）について、どのような方法で活動に取り組んでいるかなど、その具体的な内容を紹介してほしい。



説明会・意見交換会の結果概要（熊本）

日 時：平成23年1月28日（金） 10:00～12:00

場 所：ホテル熊本テルサ2階 中会議室ひばり

参加者：32名（関係省庁 11名、都道府県 4名、市町村 11名、各種団体等 1名、企業 4名、
大学研究 0名、その他 1名）

参加委員：一ノ瀬委員、開発委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 今回の法律のポイント（メリット）について教えてほしい。
- ・ 生物多様性地域戦略と地域連携保全活動計画との関係について教えてほしい（まず地域戦略があって、それに基づき計画が作成されるという流れが望ましいと考える）。
- ・ 今回の法律と自然再生推進法との関係について教えてほしい。
- ・ 保全活動と既存施策や計画との調整方法について教えてほしい。
- ・ 地域連携保全活動支援センターと地域連携保全活動計画の関係について教えてほしい。
- ・ ひとつの市町村の中に複数の活動が実施されている場合には、複数の計画が作成され、計画ごとに協議会が設置されるというイメージでよいか。
- ・ 鳥獣被害の防止を主目的とした計画を作成してもよいか。

■基本方針について

- ・ 科学的知見に基づく活動の実施について、市町村や地域住民だけでは限界があるため、その点を踏まえた内容にしてほしい。
- ・ ボランティアで活動に携わる者について、その位置付けを明記するとともに、意識の高揚が図られるような内容としてほしい。

■その他

- ・ 地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進させるような施策を実施しているか。
- ・ 生物多様性という言葉は、まだまだ市民に浸透していない。保全活動に携わっていない市民に対する普及啓発も重要であると考えます。



説明会・意見交換会の結果概要（札幌）

日 時：平成23年2月2日（水）14:00～16:00

場 所：かでの 2.7（北海道立道民活動センター）7階 720会議室

参加者：46名（関係省庁 6名、都道府県 2名、市町村 10名、各種団体等 6名、企業 17名、
大学・研究 4名、その他 1名）

参加委員：下村委員、高橋委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 地域連携保全活動計画は、既存の計画を位置付けることも可能か。
- ・ 今回の法律に基づき、地域の関係者が保全活動を実施していくことになるが、国有地においては、所有者である国が維持・管理をすべきである。
- ・ 今回の法律では、環境省所管の保護地域（国立公園等）以外でも、実効的な支援を受けることができるという理解でよいか。
- ・ ナショナルトラスト活動の支援（第12条）について、具体的内容を教えてほしい。
- ・ 外来種対策について、魚類だけでなく哺乳類等の防除も活動の対象となるか。
- ・ 地域連携保全活動の対象種には、すでに絶滅してしまった動植物も含まれるか。
- ・ 所有者不明地対策が附則に規定されているが、外国資本による土地（山林）の買収の問題との関係について教えてほしい。

■基本方針について

- ・ 保全活動の実施に当たっての国内移入種の取扱いについて、記載しておく必要があるのではないか。

■その他

- ・ 生物多様性の保全といった場合に、産業遺産の保護も含まれるか。
- ・ 資料4中の「地域生物多様性保全再生支援事業」の要件について、希少種に関する部分（RDBでの位置付け等）を教えてほしい。
- ・ 今回の法律とTPPに関する動きとの関係を教えてほしい。
- ・ 北海道ではエゾシカによる農林業被害が深刻である。オオカミがいないため人の手で駆除するしかないのだが、秦野市での対策について教えてほしい。



説明会・意見交換会の結果概要（仙台）

日 時：平成23年2月4日（金） 10：00～12：00

場 所：フォレスト仙台2階 第一フォレストホール

参加者：56名（関係省庁 14名、都道府県 7名、市町村 8名、各種団体等 9名、企業 14名、
大学・研究 3名、その他 1名）

参加委員：進士委員、高橋委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 生物多様性地域戦略と地域連携保全活動計画との関係について教えてほしい。
- ・ 都道府県の戦略が策定されない状況では、地域での活動は進まないのではないかと。
- ・ 地域連携保全活動計画と他の事業・計画との調整方法について教えてほしい。
- ・ 計画の区域は、どの程度の広さ・単位を想定しているのか。
- ・ 第4条第2項第3号の特定非営利活動法人等の「等」には、何が含まれるのか。
- ・ 今回の法律において、都道府県に期待する役割を教えてほしい。
- ・ 県の自然公園条例等について、自然公園法等と同様に特例を設けた方がよいか。
- ・ 地域連携保全活動支援センターのイメージについて教えてほしい。
- ・ 国による支援の対象として、学生団体による保全活動も含まれるのか。
- ・ 今回の法律とCOP10での成果との関係について教えてほしい。
- ・ 今回の法律は、生物多様性の「利用」も対象としているのか。

■基本方針について

- ・ 既に保全活動に取り組んでいる団体が、今回の法律を利用したくなるよう、メリットを示すなど内容を工夫してもらいたい。
- ・ 計画の内容については、事細かに指定するとなかなか作成が進まない場合も想定されるため、柔軟な対応ができる運用がよいのではないかと。
- ・ 基本方針は、幅広いステークホルダーを集めて検討してもらいたい。

■その他

- ・ 生物多様性が失われている主な原因の一つはインフラ整備（各種開発、道路整業等）であり、こういった事業において生物多様性の保全を図っていただきたい。
- ・ 事業主体が異なると、意思の疎通がうまく図れておらず、一方が生物多様性保全に配慮しても、もう一方がそれを台無しにすることがある。



説明会・意見交換会の結果概要（大阪）

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火）14:00～16:00

場 所：大阪マーチャンダイズ・マート 2 階 会議室 1, 2 号室

参加者：114 名（関係省庁 9 名、都道府県 10 名、市町村 37 名、各種団体等 20 名、企業 27 名、
大学・研究 5 名、その他 6 名）

参加委員：石原委員、森本委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 法律ができたことによる効果（メリット）について教えてほしい。
- ・ 生物多様性地域戦略の策定が進まない状況で、どのように地域連携保全活動計画の作成を促進していくのか。
- ・ 生物多様性部署がない等の小さな市町村では、計画は作成できないのではないかな。
- ・ すべての市町村に計画作成を義務付けるといった考え方もあるのではないかな。
- ・ 市町村による計画作成のインセンティブとして、OP10 で合意された愛知目標の達成に寄与するといった観点からのアプローチも使えるのではないかな。
- ・ 第 4 条第 2 項第 3 号の特定非営利活動法人等の「等」には、何が含まれるのかな。
- ・ 今回の法律に対する企業の関わり方について教えてほしい。
- ・ 今回の法律において、都道府県に期待する役割を教えてほしい。
- ・ NPO 等からの提案は、市町村にとってどの程度の拘束力があるのかな。
- ・ 複数の市町村による計画の作成について、隣接していない市町村同士が共同で計画を作成することも可能かな。
- ・ 地域連携保全活動には、水質保全や漂着ゴミの抑制に関する活動も含まれるかな。

■基本方針について

- ・ 都道府県に期待される役割（マッチング、調整等）を基本方針に明記してほしい。
- ・ 活動の促進に当たっては、調整機能が非常に重要であると考えます。協議会や支援センター等の役割（調整関係）について、基本方針に明記してほしい。

■その他

- ・ 上位団体である都道府県が地域戦略を策定しないと、小さな市町村の策定は進まない。何らかの工夫が必要だろう。
- ・ 県の条例（自然公園条例等）における特例の考え方を通知等で整理してほしい。
- ・ 栽培作物の在来種の保全の重要性について、一層の普及啓発の必要性を感じる。



説明会・意見交換会の結果概要（名古屋）

日 時：平成 23 年 2 月 9 日（水） 14：00～16：00

場 所：名古屋プライムセントラルタワー13階 第1会議室

参加者：81名（関係省庁 17名、都道府県 9名、市町村 21名、各種団体等 14名、企業 14名、
大学・研究 5名、その他 1名）

参加委員：一ノ瀬委員、土屋委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 法律ができたことによる効果（メリット）について教えてほしい。
- ・ 国の支援策について、もう少し具体的に教えてほしい。
- ・ 基本方針や地域連携保全活動計画の見直し間隔について教えてほしい。
- ・ 多くの部署にまたがる計画の作成方法について、参考例があれば教えてほしい。
- ・ 複数の市町村による計画の作成について、円滑に進むような運用が必要である。
- ・ 地域連携保全活動には、沿岸域における活動も含まれるか。
- ・ 第4条第2項第3号の特定非営利活動法人等の「等」には、何が含まれるのか。
- ・ 今回の法律に対する企業の関わり方について教えてほしい。
- ・ NPO等からの提案に対する市町村の応答の考え方について教えてほしい。
- ・ 地域連携保全活動支援センターのイメージについて教えてほしい。
- ・ 自然公園法等の特例については、国立公園等の自然保護が疎かにならないよう、きちんとした対応が必要である。
- ・ 今回の法律の制定を契機に、全国の国有林で保全が進むことを願う。

■基本方針について

- ・ 市町村の意識が高揚するような工夫が必要である。
- ・ 計画の作成に当たり、地域の自然的・社会的状況を把握することは重要である。

■その他

- ・ 最近では、自分の身の回りには生物多様性は必要ない、という意識の住民が多く苦労している。生物多様性についての普及啓発を一層推進してもらいたい。
- ・ 普及啓発については、行政のみの取組では解決しないため、地域住民の間でも話し合うなどして、ゆっくりと進めていくしかないと思っている。
- ・ 企業の協力を得るためには、経済産業省との連携が重要ではないか。



説明会・意見交換会の結果概要（東京）

日 時：平成 23 年 2 月 14 日（月）10:00～12:00

場 所：航空会館 7 階 大ホール

参加者：152 名（関係省庁 22 名、都道府県 9 名、市町村 37 名、各種団体等 20 名、企業 57 名、
大学・研究 5 名、その他 2 名）

参加委員：開発委員、下村委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 生物多様性地域戦略と地域連携保全活動計画との関係について教えてほしい。
- ・ 地域戦略と地域連携保全活動計画をひとつのものとして作成することは可能か。
- ・ 人材不足等の課題をかかえる市町村に対し、どのように支援を予定しているか。
- ・ 今回の法律は、開発行為を規制するといった効果が期待できるか。
- ・ 今回の法律とシカ等の鳥獣被害対策との関係について教えてほしい。
- ・ 今回の法律に対する企業（特に中小企業）の関わり方について教えてほしい。
- ・ 地域の公園でタイワンリスの駆除に取り組んでいるが、一公園の中だけでは限界がある。今回の法律について、どのような活用方法があるか教えてほしい。
- ・ 地域連携保全活動計画の作成や実施における、土地所有者との調整の考え方について教えてほしい。
- ・ NPO 等からの提案に対する市町村の応答の考え方について教えてほしい。市町村が「作成する必要がない」と判断する基準のようなものできるのか。
- ・ 地域連携保全活動支援センターのイメージについて、NPO との関係の観点から教えてほしい。
- ・ ナショナルトラスト活動の支援（第 12 条）については、土地の取得だけでなく、維持管理についても情報提供や助言があるとよい。

■基本方針について

- ・ 奥山地域や海も対象としている旨を明記してほしい



I なごみの里プロジェクト（熊本県和水町）

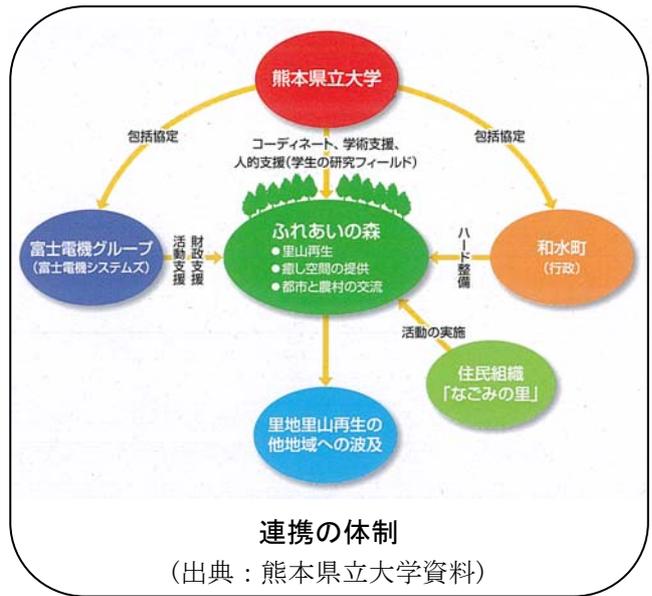
1. 活動の目的・背景

和水町では、かつて畑や棚田であった里山を再生するため、当該地（約 20ha）を町有地化したが、維持管理体制を整えることができず荒廃が進行。

その後、隣町に進出してきた企業が社会貢献活動の場を求めていることを契機として、大学との連携や住民組織の設立など当該地において里山再生や地域活性化を図る体制が整い、「なごみの里プロジェクト」がスタート。

2. 活動の主体と各主体の関わり

- 和水町（総務課企画室まちづくり推進係）
 - …各種調整、施設（土留工等）の整備
- なごみの里（住民組織）
 - …保全活動（棚田の維持管理、竹の伐採等）の実施
- 熊本県立大学
 - …協定の締結、活動への参加（学生等）
 - 研究や環境学習の場としての活用
- 富士電機システムズ（株）
 - …活動への参加（社員）、財政支援、環境学校の開催
 - 社会貢献活動の一貫



3. 活動の特徴

- 企業との連携による効果
 - …企業の参画は、保全活動の継続や発展に大きく寄与（活動への人的・財政支援、著名人を講師に招いた環境学校の開催（毎年1回）等）。
- 大学との制度を活用した産官学の連携
 - …大学の協定制度を活用することによって、産官学の連携が実現。活動への参加が単位取得の対象となる等の工夫。今後、研究の場としての活用も検討。
- 地域づくりの観点からのアプローチ
 - …和水町・なごみの里は、同プロジェクトを、地域づくり（和水町の PR、住民の交流の場等）や文化の伝承（棚田の稲作、炭焼き等）として位置付け。
- 持続的な活動のための仕組みづくり
 - …除草目的での赤牛の導入、田んぼで収穫した米の販売（企業の社員、大学の食堂）

【和水町の位置】



学生や企業の従業員が参加しての田植え
(出典：熊本県立大 HP)



除草目的で飼育している赤牛

Ⅱ 蕪栗沼・周辺水田ふゆみずたんぼ（宮城県大崎市等）

1. 活動の目的・背景

大崎市では、蕪栗沼・周辺水田と化女沼の2箇所のラムサール条約湿地があり、冬には渡り鳥のマガンやヒシクイの重要な越冬地となっていることから、行政や農家等が連携し、鳥と人の共生を目指す「ふゆみずたんぼ」等の取組みを開始した。

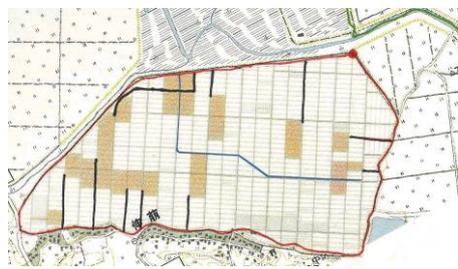
2. 活動の主体と各主体の関わり

- 大崎市（産業政策課自然共生推進係）
 - …条例や総合計画等の整備・推進、鳥類による農作物被害に対する補償
- 農家・地域住民
 - …野生動植物に配慮した農法（ふゆみずたんぼ等）による米づくり、田んぼの生きもの調査
- NPO 法人蕪栗ぬまっこクラブ
 - …蕪栗沼に関する調査研究（渡り鳥の数や植生分布等）、ヨシ刈り・野焼き、ゼニタナゴの保護増殖、普及啓発等

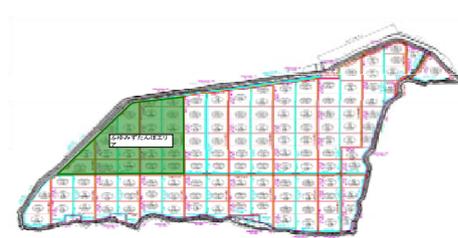
3. 活動の特徴

- 経済的価値の付加・地域資源を活用した地域づくり
 - …ふゆみずたんぼ・無農薬等により生産された米を「ふゆみずたんぼ米」としてブランド化し、通常の倍近い価格で販売。このほか、地元の酒造会社による「ふゆみずたんぼ米」を使った酒の販売、刈り取ったヨシのペレット化、エコツアー（蕪栗沼のマガンの観察会）の実施など地域資源を活用した地域づくり。
- 農家の理解・協力
 - …生物に配慮した農法を行うことのメリット（付加価値の高い米の生産）を示すことで、農家の理解・協力が得られ、連携の体制が確立。結果として、地域の生物多様性の保全が図られている。

平成 23 年度圃場整備前



平成 23 年度圃場整備後（予定）



圃場整備実施による「ふゆみずたんぼ」
実施農地の変化図（出典：大崎市資料）

【大崎市の位置】



田んぼの生き物調査（周辺水田）
（出典：大崎市資料）



越冬するハクチョウとふゆみずたんぼ
（出典：大崎市ホームページ）

Ⅲ 名古屋ため池生きもの生き生き計画事業（愛知県名古屋市）

1. 活動の背景

名古屋市内にかつて 360 あったため池は、宅地開発によりその数が減少したが、現在でも 111 が残り、都市における動植物の貴重な生息・生育の場となっている。

しかし、農業の衰退等による人とため池の関係の希薄化、外来種の侵入による在来種の駆逐といった問題が生じてきたことから、市が中心となり、池干しによる外来種の駆除など人とため池の関係を再構築する取組がスタート。

2. 連携の体制

名古屋市・市民団体・地域住民・研究者等が連携して「名古屋ため池生物多様性保全協議会」を設立

○名古屋市（生物多様性企画室等）

…総合計画等の整備・推進、各種調整

○市民団体・地域住民

…池干しの調整、生物調査（指導含む）、外来種の駆除、自然観察会

○研究者

…保全計画の立案や調査、標本作成に関する指導・助言、池干しの際の種の同定

3. 活動の特徴

○都市における生物多様性の保全

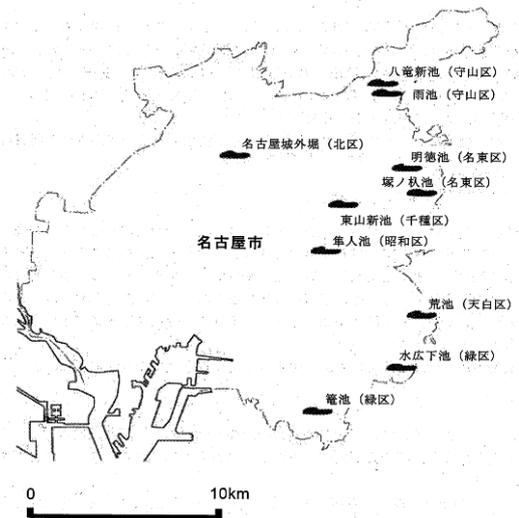
…現在は農業利用されていない「ため池」を、都市における生物多様性の保全上重要なものとして位置付け、市民団体や周辺住民等の協力を得ながら保全活動を推進。

○地域住民の参画（地域づくり）

…池干しするため池は、市民団体（地域住民）が集まる会合において決定。
雨池では、池干しの当日には見学者を含め千名が参加。今後は、環境学習に利用するなど、池干しを通じて人と自然の関係を再構築する取組を一層推進。

○科学的知見に基づく取組み実施

…地域の研究者の協力を得ながら、池干しの際の生物調査や標本の作成など、順応的な取組を進めるためのデータ整備を実施。



生息生物調査を実施したため池位置図

（出典：名古屋市資料）

【名古屋市の位置】



隼人池の池干し
（出典：名古屋市 HP）



池干し中の雨池

第 1 回検討会及び意見交換会における意見等のまとめ (地域連携保全活動の促進のポイント)

○簡潔かつ簡易な内容での周知

- ・保全活動の促進の意義等について、生物多様性に馴染みのない市町村の担当者や市民など、できるだけ多くの者に認識してもらうことが重要である。

○法律で促進しようとする活動の対象は広いものであること

- ・奥山地域、里地里山、田園地域、都市、河川・沿岸域など我が国すべての区域がその対象となること。
- ・希少種の保護や外来種の防除といった直接的に生物多様性の保全を目的とする活動だけでなく、生物に配慮した営農活動（ふゆみずたんぼ等）や森林管理など生物多様性の保全に資する活動も対象となること。

○活動を促進することによるメリット

- ・市町村の計画作成のインセンティブとなるよう、そのメリット（制度面、財政面等）をわかりやすく示す。
- ・生物多様性の保全はもちろん、地域産業との連携による経済的価値の付加、地域資源を活用した地域活性化（地域づくり）につながる可能性を示す。

○科学的な知見に基づく活動の重要性

- ・地域での自主的な取組が、結果として生物多様性に悪影響を与えてしまうことのないよう、地域の学識者・専門家等と連携し、科学的な知見に基づく活動を促進することの重要性を示す。

○活動の継続的な実施の観点

- ・農林漁業者や地域住民など、保全活動を継続して実施するために欠かせない者から協力を得られるような内容とする。
- ・人材育成など、取組の継続性を担保するために必要な観点を盛り込む。

○企業の協力が得られるようなアプローチ

- ・市町村の置かれている状況等を踏まえ、企業の協力を保全活動の促進上重要なものとして位置付けるとともに、どのような協力の方法が考えられるかなど法律と企業の関わり方を示す。

○計画の作成に関する内容の充実

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成が円滑に進むよう、生物多様性地域戦略など各種計画等との関係の整理、区域や目標設定の考え方、柔軟な運用の観点など計画の作成に関する内容を充実させる。

○都道府県の役割の明確化

- ・都道府県の積極的な参画を促すため、関係者間のマッチングを行う体制（地域連携保全活動支援センター）の確保など都道府県に期待する役割を示す。

○地域連携保全活動協議会・地域連携保全活動支援センターに関する内容

- ・地域連携保全活動を促進するために重要な協議会・支援センターについて、その役割や運営方法等を示す。

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（骨子案）について

1. 地域連携保全活動基本方針（構成案）

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

- 1 地域の生物多様性を取り巻く状況
- 2 地域連携保全活動の促進の意義
- 3 地域連携保全活動の促進の方向性

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 地域連携保全活動の促進のために各主体に期待される役割
- 2 地域連携保全活動の促進のための施策

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

- 1 地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方
- 2 地域連携保全活動計画の内容
- 3 自然公園法等の特例に関する事項

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進 に際し配慮すべき事項

- 1 農林漁業活動と生物多様性
- 2 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 3 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

- 1 地域連携保全活動協議会
- 2 地域連携保全活動支援センター

2. 地域連携保全活動基本方針（骨子案）

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

1 地域の生物多様性を取り巻く状況

（地域の生物多様性の状況）

- ・生物多様性の状況は、地域によって様々であること
- ・地域の生物多様性が深刻な危機に直面していること
 - …第1の危機（人間活動や開発による危機）
 - 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
 - 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

（地域連携保全活動の状況）

- ・現在、全国各地で、地域連携保全活動が実施されていること
- ・一方で、地域連携保全活動が実施されていない地域もあること
- ・地域連携保全活動が実施されている場合でも、活動が適正かつ円滑に実施されていないなど様々な課題に直面していること

2 地域連携保全活動の促進の意義

- ・地域連携保全活動は、奥山自然地域や里地里山、田園地域、都市、河川、海域など我が国全ての区域を対象として、地域の多様な主体が連携して行う、希少な野生動植物の保護や生態系に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、環境学習、普及啓発など生物多様性の保全のための活動であること
- ・農林水産業に伴う持続的な生産活動により、里地里山等の生物多様性が維持されてきたことにかんがみ、直接的に生物多様性の保全を目的とする活動のほか、生物に配慮した営農活動や森林管理など生物多様性の保全に資する活動も含むことが重要であること
- ・地域の生物多様性を取り巻く状況を踏まえ、地域連携保全活動を促進する必要があること
- ・地域連携保全活動の促進は、我が国の生物多様性の保全にとって非常に重要であること
- ・地域連携保全活動の促進は、地域活性化など地域にとっても大きなメリットがあること

3 地域連携保全活動の促進の方向性

（多様な主体の連携）

- ・地域の多様な主体が連携することにより、効果的な保全活動が実施できること
- ・地域連携保全活動は、市町村が中心となり、地域の多様な主体が連携して実施されることが重要であること
- ・企業（地域産業含む）と連携することによって、地域連携保全活動の内容の充実が図られるとともに、その幅が広がるなど様々な可能性が

期待できること

- ・多様な主体の連携を促進するためには、関係者間のニーズをマッチングする仕組みが重要であること

(地域の特性に応じた活動)

- ・地域の自然的・社会的状況は、地域によって様々であるため、地域連携保全活動は、地域の自然的・社会的状況に応じて実施されることが重要であること

(科学的知見に基づいた活動)

- ・地域連携保全活動は、科学的知見に基づいて、順応的に実施されることが重要であること（国内移入種の導入等による遺伝的な攪乱の防止の観点など）
- ・そのためには、地域の大学や博物館、学術団体等との連携が重要であること

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域連携保全活動の促進のために各主体に期待される役割

(国の役割)

- ・生物多様性の保全に関する法律の適切な実施
- ・生物多様性の保全に関する法律の施行状況を踏まえた検討、必要な措置の実施
- ・地域連携保全活動に対する援助

(地方公共団体の役割)

- ・生物多様性の保全に関する条例等の適切な実施
- ・地域連携保全活動に対する援助
- ・地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会（法第5条）の設置、地域連携保全活動支援センターとしての体制の確保（法第13条）など、地域連携保全活動促進のための体制づくりに関する中心的な役割

(NGO・NPOや市民の役割)

- ・地域連携保全活動計画の案の提案や地域連携保全活動協議会への参画等を通じた、計画作成段階における積極的な参画
- ・これまでの経験を活かした、地域連携保全活動の実施面における中心的な役割

(企業の役割)

- ・地域連携保全活動への積極的な参加
- ・地域の生物多様性の保全に配慮した事業活動

(学術団体・研究者の役割)

- ・地域連携保全活動協議会等を通じた、地域連携保全活動計画の作成や活動の実施に対する科学的な知見に基づく情報提供・助言

2 地域連携保全活動の促進のための施策

(国の施策)

- ・生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な実施
- ・自然公園法等の特例措置
- ・地域連携保全活動に対する援助（情報の提供、助言その他）

(地方公共団体の施策)

- ・生物多様性地域戦略の策定及び当該戦略に基づく施策の着実な実施
- ・地域連携保全活動に対する援助（情報の提供、助言その他）
- ・地域の自然的・社会的状況に応じた、地域連携保全活動の促進のための施策

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1 地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

- ・地域連携保全活動計画は、市町村が中心となり、地域連携保全活動協議会（法第5条）の設置やNPO等による提案（法第4条第4項）などを通じて、地域の多様な主体の参画・連携のもと作成されることが重要であること
- ・地域連携保全活動計画は、地域連携保全活動基本方針に基づき作成されるものであること
- ・地域連携保全活動計画は、地域の自然的・社会的状況に関する情報収集や調査等を行い、その状況を踏まえて作成されることが重要であること
- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、地域連携保全活動協議会を公開で開催するなど、その過程の公正性及び透明性を確保することが望ましいこと

(既存計画等との調和、関係者との調整)

- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、生物多様性地域戦略やその他の行政計画など既存計画等との調和を図ることが重要であること
- ・地域連携保全活動の円滑な実施の観点から、地域連携保全活動計画の作成に当たっては、活動実施場所の土地所有者や管理者等の同意を得るなど関係者との十分な調整が必要であること
- ・地域連携保全活動協議会において、既存計画等との調和、関係者との調整を図ることが効率的であること

(地域連携保全活動実施者の同意)

- ・市町村は、地域連携保全活動計画の地域連携保全活動を記載しようとする際には、当該計画の円滑かつ確実な実施の観点から、当該活動実施者の同意を得なければならないこと

(地域連携保全活動計画の案の作成に関する提案)

- ・法第4条第4項の提案は、提案者が行おうとする地域連携保全活動について具体的な内容とするとともに、地域連携保全活動計画の目標や区域等も含めたものとするのが望ましいこと
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を受けた際には、当該提案を真摯に受け止め、地域の自然的・社会的状況を踏まえつつ、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の作成の必要性について検討することが重要であること
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要があると判断した際には、当該提案者と連携を図りながら、当該計画の作成を進めることが重要であること
- ・市町村は、法第4条第4項の提案を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由について、当該提案者に十分な説明を行うことが必要であること
- ・法第4条第4項の提案者と市町村は、地域連携保全活動計画の作成に向けて、互いに協力することが重要であること

(地域連携保全活動協議会への協議に関する事項)

- ・市町村は、地域連携保全活動計画を作成する際に、地域連携保全活動協議会(第5条)が組織されているときは、当該計画の内容について、当該協議会において協議をしなければならないこと

(複数の市町村による地域連携保全活動計画の作成)

- ・地域連携保全活動計画は、生態系としてのまとまりや多様な主体の連携の観点から必要があると認めるときは、複数の市町村が共同して作成することが望ましいこと
- ・複数の市町村が共同して地域連携保全活動計画を作成する際には、十分な調整が図られるよう連携を密にするとともに、複数の市町村で合同の地域連携保全活動協議会を設けるなど効率的に進めることが重要であること

(地域連携保全活動計画の見直し)

- ・地域連携保全活動の順応的な実施のため、モニタリングの結果等を踏まえ地域連携保全活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことが重要であること

2 地域連携保全活動計画の内容

(区域)

- ・地域連携保全活動を促進すべき区域として、生態系としてのまとまりや想定される活動の規模、周辺区域の状況等、地域の自然的・社会的状況に応じて、適正に区域を設定することが重要であること
- ・必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はないこと

- ・生態系としてのまとまりや多様な主体の連携の観点から必要があると認めるときは、複数の市町村にまたがる区域を設定することが望ましいこと

(目標)

- ・地域連携保全活動計画の区域において達成すべき地域連携保全活動の促進の目標を記載すること
- ・地域の多様な主体が一丸となり、目標の達成に向けそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況についての確認が容易にできるよう、できる限り具体的かつ分かり易い目標を設定することが重要であること
- ・地域連携保全活動の一層の促進を図るため、生物多様性の保全に関する目標のほか、地域づくりの観点を加えることができること

(地域連携保全活動)

- ・市町村又はNPO等が地域連携保全活動計画の目標を達成するために行う活動について記載すること
- ・地域連携保全活動計画は、特定の区域を対象とした実行計画としての位置付けであるため、当該計画に基づく活動の確実な実施の観点から、それぞれの活動について、その実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を明確かつ具体的に記載することが重要であること
- ・自然公園法等の特例の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、自然公園法等の許可等の手続きに必要な内容（活動実施場所の自然環境の状況等）を記載する必要があること

(国又は都道府県との連携に関する事項)

- ・地域の自然的・社会的状況を踏まえ、地域連携保全活動計画の目標の達成に向け、国や都道府県の取組が連携する必要がある場合には、国や都道府県と調整の上、当該計画に基づく活動とあわせて実施することが望ましい国や都道府県の事業も計画に記載することができること

(計画期間)

- ・地域連携保全活動計画の目標を達成するために必要な期間について、当該計画の目標の設定状況や地域の自然的・社会的状況を踏まえ、目適正な期間を設定することが重要であること

3 自然公園法等の特例措置に係る協議等

- ・地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、地域連携保全活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法の許可等の手続きをしなくてもよいとする特例措置が設けられていること
- ・そのため、市町村は、特例措置の対象となる自然公園法等の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、当該許可

等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこと

- ・地域連携保全活動計画の作成及び実施に当たっては、各種法令を遵守すること（協議等の手続きをせずに各法律の許可等を要する行為が行われた場合は、各法律に基づく罰則等が適用されること）

（環境大臣への協議に関する事項（法第4条第6項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる自然公園法（国立公園）、自然環境保全法（自然環境保全地域）、種の保存法（生息地等保護区）、鳥獣保護法（国指定鳥獣保護区特別保護地区）の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成しようとする際には、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこと
- ・この協議の際には、地域連携保全活動計画の案及び自然公園法等の許可等の手続きに必要な図面等を提出する必要があること

（都道府県知事への協議に関する事項（法第4条第7項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる自然公園法（国定公園）、鳥獣保護法（都道府県指定鳥獣保護区特別保護地区）、都市緑地法（緑地保全地域、特別緑地保全地区）の許可等を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこと（都市緑地法に基づく通知又は協議を要する行為については、協議のみで足りること）
- ・政令指定都市及び中核市については、都市緑地法に係る協議は必要ないこと
- ・この協議の際には、地域連携保全活動計画の案及び自然公園法等の許可等の手続きに必要な図面等を提出する必要があること

（市町村森林整備計画との適合（法第4条第11項））

- ・市町村は、特例措置の対象となる森林法の届出を要する活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、森林法の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものとしなければならないこと

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業活動と生物多様性

- ・持続的な農林漁業活動は、森林、水田や水路、ため池、藻場・干潟等の保全・維持管理等を通じて野生動植物に生育・生息を提供するなど、生物多様性の保全に資するものであること

2 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっては、農林漁業に係る行政計画（農業振興地域整備計画など）及び鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との調和を図る必要があること

- ・地域連携保全活動計画の作成及び当該計画に基づく活動の実施に当たっては、周辺地域における農林漁業従事者等との調整を通じて、農林漁業に支障を生じないように配慮する必要があること

3 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

- ・地域連携保全活動と生物多様性を重視した農林漁業活動との調和・共生を図り、これらの活動が互いに促進されることによって、地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域活性化等が図られることが重要であること

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1 地域連携保全活動協議会

- ・地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動計画の作成や当該計画に基づく活動の実施について、地域の様々な関係者間の協議や合意形成、連絡・調整を行う場として極めて重要なものであるため、市町村は、できる限り当該協議会を組織することが望ましいこと

(協議会の構成員)

- ・地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村及び地域連携保全活動を行おうとする者で構成されるほか、地域住民や専門的な知識を有する者、関係行政機関、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者など市町村が必要と認める者から構成されること
- ・市町村は、地域連携保全活動協議会を組織しようとする際には、科学的知見に基づく活動の実施や活動の円滑な実施等の観点から、特に、専門的な知識を有する者や地域住民、活動実施場所の土地所有者、関係行政機関等の参画を求めることが重要であること
- ・また、地域連携保全活動を実施しようとする者等に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することが望ましいこと
- ・協議会の構成員は、協議会における協議の結果を尊重しなければならないこと
- ・また、建設的かつ効率的な協議や調整等を行うことができるよう、互いに協力することが重要であること
- ・必要に応じて、構成員以外の関係者からの意見を聴取することのできる仕組みを設けることが望ましいこと

(協議会の運営)

- ・地域連携保全活動協議会の運営は、地域の実情に応じて、必要な事項を規約等に定め、公正かつ適正に行われることが望ましいこと
- ・地域連携保全活動協議会の公正性・透明性を確保するため、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とすることが望ましいこと

- ・地域連携保全活動協議会は、必要に応じて、関係行政機関及び地域連携保全活動支援センターに対し、資料の提供、意見の表明、説明など必要な協力を求めることができること

2 地域連携保全活動支援センター

- ・地域連携保全活動を促進するに当たっては、地域連携保全活動実施者や土地所有者、企業等の関係者間のニーズをマッチングすることが重要であること
- ・そのため、地方公共団体は、関係者間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めること
- ・地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制は、マッチングに関する活動を行っている他の団体との連携や出先機関など既存組織の活用など、地域の実情に応じて確保することが望ましいこと
- ・地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保は、特に、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県にその役割が期待されること

(参考) 生物多様性保全活動促進法の基本方針に関する規定

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

(地域連携保全活動基本方針)

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（第1回） 議事要旨

日 時：平成23年1月19日（水）13:00～15:30

場 所：中央合同庁舎5号館 共用第7会議室

出席者：

【検討委員】

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

（以上、敬称略）

【関係機関】

環 境 省（自然環境局総務課、自然環境計画課、国立公園課）

農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室）

国土交通省（総合政策局環境政策課、都市・地域政策局公園緑地・景観課緑地環境室）

【事務局】

パシフィックコンサルタンツ株式会社

議 題：

- （1）生物多様性保全活動の促進に関する検討会について
- （2）地域における生物多様性保全活動について
- （3）地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討について
- （4）その他

<資料>

資料1：生物多様性保全活動の促進に関する検討会について

資料2：生物多様性保全活動促進法の概要

資料3：地域における生物多様性保全活動の実態

資料4-1：地域における生物多様性保全に関する施策（環境省）

資料4-2：地域における生物多様性保全に関する施策（農林水産省）

資料4-3：地域における生物多様性保全に関する施策（国土交通省）

資料5：地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討方針

参考資料1：生物多様性保全活動促進法（条文）

参考資料2：生物多様性第10回締約国会議の結果概要

参考資料3：生物多様性国家戦略2010（抜粋）

◇議題1：生物多様性保全活動の促進に関する検討会について

- ・資料説明：資料1「生物多様性保全活動の促進に関する検討会について」（環境省）
- ・環境省より、検討会の座長を進士委員にお願いしたい旨の提案
（異議なし。進士委員が検討会の座長に就任。）

座長：

- ・本法は、日本の国土の隅々までが対象であり、すべての市民が関わるという点で、非常に重要なものである。また、環境省、農林水産省、国土交通省国交省、農水省の三省共管という意味でも重要である。各委員のご協力のもと、良い基本方針を作り上げていきたい。

<質疑>

- ・議題1に関する意見等なし。

◇議題2：地域における生物多様性保全活動について

- ・資料説明：資料2「生物多様性保全活動促進法の概要」（環境省）
資料3「地域における生物多様性保全活動の実態」（事務局）
資料4-1「地域における生物多様性保全に関する施策」（環境省）
資料4-2「地域における生物多様性保全に関する施策」（農林水産省）
資料4-3「地域における生物多様性保全に関する施策」（国土交通省）

<質疑>

○資料2について

委員：

- ・地域連携保全活動支援センターとはなにか。地域における保全活動を推進するには、中間支援組織のようなものが重要になると思うが、地域連携保全活動支援センターの役割について説明願いたい。

環境省：

- ・法第13条において、関係者間（活動実施者、土地所有者、企業等）のマッチングを行う拠点を「地域連携保全活動支援センター」と称し、地方公共団体が体制を整備するよう努めるとされている。
- ・例えば千葉県では、県と「ちば里山センター」が連携・協力して、里山の管理を希望する土地所有者と里山管理を行いたい団体・企業等とのマッチングを行っている。
- ・なお、地域連携保全活動支援センターは、新たな施設として設置する必要はなく、既存の団体と連携したり、出先機関等に相談窓口を設ける等、各地方公共団体のおかれている状況に応じて様々な方法があり得る。

委員：

- ・複数の市町村が共同して計画を作成する場合には、複数の協議会が設置されることになるので、協議会相互の調整が必要となり、活動が円滑に進まなくなるのではないかと懸念している。

環境省：

- ・複数の市町村が共同して計画を作成する場合には、活動の円滑な実施の観点から、合同でひとつの協議会を設置するなど柔軟に対応できるように整理していきたい。

○資料3について

座長：

- ・地方公共団体へのアンケートはどのような形で実施したのか。政令指定都市を分離・抽出することは可能か。

環境省：

- ・全国の市区町村（政令指定都市を含む）及び都道府県を対象に実施している。政令指定都市を分離・抽出することは可能である。

座長：

- ・地域における生物多様性保全活動をどのように促進すべきか、というところから考えていけないといけない印象を受けた。
- ・現時点で、生物多様性地域戦略を策定している地方公共団体はどのくらいあるのか。

環境省：

- ・現時点で8都道府県と4市（流山市、名古屋市、高山市、北九州市）が策定している。

委員：

- ・アンケートは、市町村のどのような部署に送付して回答を得たのか。また、一つの市町村で複数の部署に送付しているか。

環境省：

- ・市町村のHP等を確認し、自然環境行政を担当していると考えられる部署に送付した。その際、担当部署が異なる場合は市町村内部で担当部署に回すよう依頼した。
- ・送付は一市町村当たり一通であるが、関連する部署が複数ある場合は、市町村内部で調整し回答いただくよう依頼した。

委員：

- ・地方別、人口規模別など整理の方法を工夫することで、より地域の実態・傾向が把握できると考える。

委員：

- ・ひとつの市町村の中でも、国立公園や自然環境保全地域に関わる取り組みや、農林水産の予算枠内での取り組み等、関連する部署が複数に及ぶことが想定されるため、一部署からの回答のみでとりまとめるのではなく、複数部署の回答を集計して結果を出さないと、正確な傾向を掴みにくい。
- ・地方公共団体によっては生物多様性保全への意識が低いため、自分たちが実施している施策や活動が生物多様性保全活動であるかどうかの判断ができない状態で回答している可能性がある。

委員：

- ・秦野市でも、かつて、農業部署では生物多様性の保全につながる仕事をしているという自覚がなかった。
- ・人口17万の秦野市でこのような状態だったので、規模の小さい市町村では、実施している施策が生物多様性保全に関連していることを知らない・わからないといったこともあるかもしれない。

座長：

- ・「生物多様性」という言葉は、COP10や各種の取組でずいぶんと浸透してきた。しかし、縦割りの中で仕事をしている地方公共団体にとっては、例えば農政は農業のためであり、環境（生物多様性）のためという意識は低いのではないか。
- ・国と地方公共団体では、生物多様性に対する認識のギャップが非常に大きい。農業も街づくりも各種産業活動も、すべて生物多様性に関連しているということを地方公共団体にも認識させるということが重要であり、三省共管の意義もここにあるのではないか。

○資料4について

委員：

- ・法第4条第10項に、地域連携保全活動計画と生物多様性地域戦略との調和に関する規定があるが、地域戦略と活動計画の関係について説明願いたい。

環境省：

- ・地域戦略は、地方公共団体の区域全体における生物多様性の保全及び利用の推進に関する大方針である。一方、地域連携保全活動計画は、市町村のある区域（里地里山等）を対象とし、NPO等が行う具体的な保全活動を記載することとなり、実行計画としての位置付けとなる。
- ・本来は、まず地域戦略を策定し、その後実行計画としての活動計画を作成するという形が望ましい。しかしながら、市町村によっては、直ちに管轄する区域全体について戦略を策定することは費用的にも人的にも難しいが、既に保全活動が行われている特定の区域に限れば、活動計画を作成することは比較的容易であるといった場合も考えられる。また、活動計画の作成が、地域戦略策定の契機となることも考えられる。

座長：

- ・生物多様性基本法の施行からあまり時間が経っていないこともあるが、地域戦略の策定が進んでいないのが実情である。生物多様性は多くの部署間の調整が必要であり、また策定の義務もない。現在の地方公共団体の状況（予算・人員）を踏まえると、なかなか進まないのだろう。

委員：

- ・確かに予算も必要ではあるが、最も難しいのは、「生物多様性」について、いかに地域住民の理解が得られるかということである。理屈だけではなかなか難しい。地域住民の関心をひくためのメリットを上手く説明することが重要である。秦野市の場合では、生物多様性と有害鳥獣対策を結びつけることによって、地域住民の理解が得られた。
- ・また、地域の親分的な存在の人の協力が得られれば、その人のリーダーシップで話が進むこともある。地域に合った形で、地域住民がその気になれるように、話し合いや検討を進めていくことが重要である。

環境省：

- ・地域戦略の策定を推進するため、地方公共団体向けに地域戦略策定の手引書の作成や説明会を開催する等の取組を実施するとともに、地域戦略の策定を支援するための予算措置も設けている。
- ・「生物多様性」という言葉は、COP10を契機に認知度が高まってきており、2010年の流行語大賞でも15位にランクインした。これからは認知度を高めるより、生物多様性保全に結びつく行動をおこす段階にきている、と考えている。
- ・COP10で合意された「愛知目標」の達成に向け、生物多様性国家戦略2010の改訂作業に来年度から着手する予定である。

委員：

- ・基本方針を策定するにあたり二つの側面がある。一つは、やる気のある市町村の活動をより促進させるという観点であり、もう一つは、やる気のない市町村の意識改善を図るという観点であると考えられる。一方的な国や県からの指示では意識改善は難しいが、地域住民からの提案を受けたり話し合いを通すことで意識が改善されることが期待される。
- ・国からの補助金が得られるような大きな活動だけではなく、地域における小さな活動もケアできるよう、基本方針を定めていくことが重要である。
- ・いまだに開発による生物多様性の破壊が生じている。豊かな自然を壊そうとする開発を抑制する活動も重要ということをお忘れなくいただきたい。

委員：

- ・ある試算によると、現在保全活動をしている量を面積換算すると、保全が必要な箇所に対してわずか0.03%であるとのことである。今回示されたグッドプラクティスは、生物

多様性保全のための必要量から見るとほんのわずかであり、今後日本全体の生物多様性保全を進めるためには、これらの活動をどのように拡大していくか、といった枠組みを検討することが必要である。

- そういった観点から見ると、農林水産省の施策で示された直接支払い制度などは、量的に取り組みが拡大しうるものであるため、大切な施策である。
- 国土交通省の緑地保全制度は、現状凍結型の土地の保全・担保を行う制度であり、開発が進行していた時代はそれだけで有意義であったが、現在は現状凍結することによるシカの食害や竹林の拡大といった弊害が出ており、生物多様性の質の低下が生じている。そのような状況に対して、対応方針が明確でないことが、現在の課題である。したがって、今後は質の低下を防ぎ、持続可能な利用を進めるといった、新たな生物多様性保全の枠組みを作り出す必要がある。
- 新しい枠組みを作る際には、生態系サービスの供給サービスの観点を盛り込むことが重要である。最近では、まつたけ山への再生や、駆除したシカを資源として活用するといった試みが始まっている。このような試みに対し、補助金等で事業化をサポートするような、インキュベーター機能（起業支援機能）を国や地方公共団体が担う必要がある。

座長：

- 今の委員のご発言の重要な点は、これまでの自然保護の法律では、完全に人の手を入れずに「保護」することが目的であったが、これからの「生物多様性保全」の観点では、持続可能な形で利活用することが大切であり、そのための枠組み作りが必要となる。こういった自然保護の概念そのものを変えるため、大きなパラダイムシフトが必要になるだろう。
- 本法の地域連携保全活動計画にも、農政やまちづくりの観点からの供給サービスのような観点を加えることができれば、市町村が計画を作成するインセンティブとなるのではないか。
- また、市町村による計画の作成を促進するためにも、簡略的な計画も許容するなど柔軟に対応することが必要であると考えている。

委員：

- 今のご意見を踏まえると、各市町村から熟度の異なる計画が出されても、国は認めるということでのよいのか。

環境省：

- 各委員のご意見も踏まえ、柔軟に対応できるよう整理したい。

座長：

- 自然再生推進法では、全体構想や事業実施計画について合意形成が必須となっており、そのために事業が円滑に進んでいないという現状もある。特に里山などの現場では、多様な価値観やバックグラウンドがあるため、すべて合意形成を図ることは難しく、多様な価値観を認めていかないと、里山保全は進まないだろう。
- 基本方針を定める際にも、地域の多様性を重視し、産業や農業、自然など多様なアプローチからの計画作りを肯定していくべきである。

委員：

- 先ほど意見を述べた、0.03%という数値は、「里山の環境学」（武内和彦・鷲谷いづみ・恒川篤史編著、2001）に掲載されている数値であり、管理を必要とする里山林に対して、理想的な管理が可能と思われる面積である。（「里山におけるふれあい活動調査」アンケート調査結果から得られた市民ボランティアの数約2万人から推定）

座長：

- 調査すべき事項としては、日本国土のうち市民活動により生物多様性保全の活動が行われている面積はどの程度か、という点をきちんと抑えることも重要ではないか。

委員：

- 河川の保全・再生活動は国土交通省、その隣の田んぼは農水省と所管が異なるため、実

際に管理が行われている面積は把握しづらいが、省庁が連携して総合的に調査すると、もしかしたら主だったエリアはすでに管理が行われている可能性がある。一度調査して、枠組みの中に組み込んでいくことも大切である。

委員：

- ・先ほどの数値は、里山管理の中で、農地の伝統的な管理の分の面積は含まれていなかったように思う。
- ・開発事業において、広域的に環境を利用する種の保全を考えたときには、開発事業の事業敷地内だけでミティゲーションをやるのではなく、より広域的に活動しないと意味がない。事業者が地域住民等を交えて地域全体でミティゲーションに取り組む場合は、本法の対象となるのか。

環境省：

- ・法律で活動の内容をある程度定義しているが、その地域の生物多様性保全に貢献する活動であれば、幅広く対象として考えていきたい。

環境省：

- ・開発行為そのものが地域連携保全活動計画に含まれることはないが、ミティゲーションの行為が地域連携保全活動計画の一部に組み込まれる形はありうる。

委員：

- ・NCCP 法（カリフォルニア州）では、特定の場所や種の保護・保全ではなく、地域全体の生物多様性の保全を考えようという仕組みになっており、これまでのミティゲーションバンキングやコンサーベーションバンキングよりも一歩先の試みをしており注目されている。日本においても、地域全体の生物多様性の保全を考えようという動きがでてくるのが期待される。

委員：

- ・市町村には、守るべきものを明確に決めて保全活動をやりたい気になってもらい、国の支援制度、支援センター、特例や保全活動に伴う付加価値（ブランド米、エコツーリズム）等、活動に関わる各主体がそれぞれメリットを感じられるような形が作られれば、地域連携保全活動計画の作成が進むのではないか。

座長：

- ・守るべき象徴的なものがない地域もあり、そういったところでも活動に取り組めるような工夫を施すことも大切である。

委員：

- ・生物多様性保全をとりまく関連法令が次々できているが、自治体や国民の理解が追いついていないのではないか。わかりやすい資料を示して、自治体や国民への関連法令の説明・浸透もあわせて進めていく必要がある。

委員：

- ・資料4では「環境省」、「農林水産省」、「国土交通省」それぞれで資料が示されたが、地方に行けばこの区別は意識していない。説明会・意見交換会では、1枚の資料で生物多様性保全への切り口や活動のタイプ別に分けて示すことで、地域の方々は、自分たちの日常の活動等が地域の生物多様性保全と結びついていることを実感しやすいと考える。

座長：

- ・国民に、広く受け入れられる工夫をすることが大切である。財政的・人力的に厳しい市町村にあまりやる気がなくても、やる気のある市民やNPOから市町村に働きかける形もある、ということを含めて説明・浸透に努めなければならない。

◇議題3：地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討について

- ・資料説明：資料5「地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討方針」（環境省）

<質疑>

○資料5について

委員：

- ・市町村は都道府県を見習うので、都道府県への働きかけも重要ではないか。
- ・市町村がやる気がなくても、市民団体や企業にやる気のある地域もある。やる気のある市民団体や企業が市町村を動かせる仕組みを考えていかないといけない。
- ・農水省の事業とうまくリンクさせることができれば、農林業が基幹産業である中山間地域に位置する市町村にも、積極的に取り組んでいただけるのではないかと。何かを制約するのではなく、評価して促進していく仕組みがよいのではないかと。

委員：

- ・説明会・意見交換会には、意欲のある自治体や団体等が来られると思う。一方で消極的な自治体や団体は来ないと思うが、そのようなところからも意見を拾い上げあげないと、生物多様性保全活動を広く普及させるのはなかなか難しい。

座長：

- ・市町村の環境部局に限った話にはせずに、農林業や地域振興、町づくりといったものと絡めて地域を元気にしていく、そしてそれは生物多様性保全にもつながっている、という方向を考えていただきたい。

委員：

- ・秦野市にも限界集落があり、そこはいわゆる里地里山である。そのような場所に、例えば、バス交通システムの整備や農業従事者への支援、若い世帯の移住支援等の町づくりを推進することで、結果的に里山保全、生物多様性保全につながるものと考えている。
- ・生物多様性保全の取組は、様々な視点や角度でとらえることで、施策の引き出しはいろいろあると考えている。

以上